産業廃棄物（廃プラスチック類）処理業務委託（総合庁舎等）

仕様書

京都市上下水道局技術監理室監理課

1　概要

本委託は、上下水道局（以下「甲」という。）が別途契約した収集運搬業者（以下「運搬業者」という。）が搬入する廃プラスチック類を、受託者（以下「乙」という。）が固形燃料に再生するための中間処理（圧縮固化）（以下「業務」という。）を行うものである。

2　排出場所

⑴　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３　　上下水道局総合庁舎

⑵　京都市右京区太秦安井一町田町１４番地　　上下水道局太秦庁舎

3　期間

契約期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

4　契約方法

契約方法は、単価契約とする。

5　予定数量

年間の予定数量は、４，０００キログラムとする。

なお、実際の数量は、予定数量から増減することがある。

6　提出書類

⑴　業務着手前

ア　着手届　　１部

イ　現場代理人通知書（経歴書添付）　　１部

ウ　労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し又はそれに代わるもの　　１部

⑵　作業完了ごとに提出する書類

ア　処分結果報告書　　部分払い毎１部

イ　完了届（完了時及び部分払い請求時）　　部分払い毎１部

ウ　請求書（上下水道局会計規程第１２条関係）　　部分払い毎１部

エ　その他必要書類等　　必要枚数

7　業務内容

⑴　搬入方法

甲が排出する廃プラスチック類の搬入は、甲が別途契約する運搬業者が行うものとする。

⑵　処分方法

乙は、搬入された廃プラスチック類を固形燃料に再生するための中間処理（圧縮固

化）を行い、中間処理後物は、有価により売却できる性状まで処理しなければならない。

8　作業実施上の留意遵守事項

⑴　乙は、甲との連絡調整及び作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し、現場代理人通知書（経歴書添付）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更したときは、速やかに甲に届け出ること。

⑵　乙は、京都市長又は京都府知事からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可証（廃プラスチック類の中間処理「圧縮固化」に関するものに限る。）の写しを契約書に添付のうえ、契約を締結すること。

⑶　乙への廃プラスチック類の搬入日

ア　契約期間中の毎週月曜日及び木曜日の受付時間内に実施すること。

イ　祝日等により総合庁舎等の閉庁日と重なる場合は、翌開庁日を搬入日とする。また、年末年始（１２月２９日から１月３日）の業務実施日については、運搬業者と協議すること。

ウ　搬入日等を変更する際には、運搬業者と協議すること。

⑷　乙は、当月分の排出場所及び収集日ごとの収集重量（キログラム単位）を記載した処分結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

9　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

乙は、産業廃棄物の処分の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を運用すること。運用に当たっては、原則として電子マニフェストとする。

なお、マニフェストの運用は協議のうえ、変更することができる。

紙マニフェストの場合、乙は、処理終了後、マニフェストに必要事項を記入のうえ、Ｃ２票を運搬業者に、Ｄ票は甲に提出すること。

また、乙は、中間処理後物を売却した場合は売却先を、製品化した場合はその旨を記載すること。紙マニフェストの場合、その旨を記入したＥ票を甲に提出すること。

10　秘密保持義務

⑴　乙は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

⑵　乙は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

11　再委託の禁止

乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

12　雑則

⑴　仕様書等に疑義がある場合は、入札前に説明を受けること。

なお、契約決定後、疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。

⑵　万一事故が発生した場合は、速やかに甲に報告したうえで、乙の責任において処理すること。

⑶　仕様書及び契約書に反し、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。その際、賠償すべき金額は、甲、乙協議のうえ、決定する。

⑷　乙は、作業完了後、処分結果報告書等の提出書類を速やかに甲に提出しなければならない。

なお、提出先は下記のとおりとする。

〒６０１－８１１６　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局　技術監理室監理課管理担当（電話０７５－６７２－７７１３）